

大阪市告示第1219号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年8月29日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
大阪市立 鶴見緑地プール	令和7年9月24日（水）から同年10月3日（金）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）